

提供年月日：令和8年（2026年）5月14日  
所 属 名：滋賀県立美術館  
担 当 者 名：岡田・木村  
連 絡 先：077-543-2113  
E - m a i l：museum@pref.shiga.lg.jp

## 子どもも大人も来たくなる 未来をひらく美術館を目指して 滋賀県立美術館協議会委員を募集します

美術館の魅力向上にお力をお貸しいただけませんか

滋賀県立美術館の運営、作品収集および魅力ある展覧会の開催等について意見を聴くため、滋賀県立美術館協議会委員を次のとおり募集します。

### 1 応募資格

県内に居住、通勤または通学する者で、年齢が満18歳以上（令和8年9月1日現在）の方ただし、国または地方公共団体の議員や常勤の公務員、または県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は除きます。

### 2 募集人員

1人

### 3 委員の予定任期

令和8年9月1日から令和10年8月31日までの2年間

### 4 委員の職務

- （1）滋賀県立美術館協議会（年2回程度の開催）に出席いただき、今後の美術館運営および魅力ある催し等についての意見を述べていただきます。
- （2）滋賀県立美術館協議会は、公募で選ばれた委員と学校教育および社会教育の関係者、学識経験者等の委員で構成されます。
- （3）会議に出席いただいた時には、報酬および交通費を支払います。

### 5 応募の方法

次の書類に必要事項を記入のうえ、しがネット受付サービスまたは郵送のいずれかの方法で応募してください。

- (1) 滋賀県立美術館協議会委員応募書（別紙のとおり）
- (2) 魅力ある美術館運営についての提案や意見等を 400 字程度にまとめた意見書  
（様式自由）

## 6 応募先および問い合わせ先

〒520-2122 大津市瀬田南大萱町 1740-1 滋賀県立美術館  
Tel:077-543-2111 E-mail:museum@pref.shiga.lg.jp

## 7 応募の締め切り

令和8年6月15日（月）必着

## 8 その他

- (1) 応募された方の中から、応募書や意見書の内容を総合的に考慮して委員を選考し、その結果を本人にお知らせします。
- (2) 応募書や意見書は、滋賀県立美術館協議会委員の選考の目的以外に使用することはありません。

# 滋賀県立美術館協議会委員を募集します

滋賀県立美術館の運営、作品収集および魅力ある展覧会の開催等について意見を聴くため、滋賀県立美術館協議会委員を次のとおり募集します。

## 1 応募資格

県内に居住、通勤または通学する者で、年齢が満18歳以上（令和8年9月1日現在）の方

ただし、国または地方公共団体の議員や常勤の公務員、または県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は除きます。

## 2 募集人員

1名

## 3 委員の予定任期

令和8年9月1日から令和10年8月31日までの2年間を予定しています。

## 4 委員の職務

- (1) 会議（滋賀県立美術館協議会：年1～2回程度の開催）に出席いただき、今後の美術館運営および魅力ある催し等についての意見を述べていただきます。
- (2) 滋賀県立美術館協議会は、公募で選ばれた委員と学校教育および社会教育の関係者、学識経験者等の委員で構成されます。
- (3) 会議に出席いただいた時には、報酬および交通費を支払います。

## 5 応募の方法

次の書類に必要事項を記入の上、しがネット受付サービスまたは郵送のいずれかの方法で応募してください。

- (1) 滋賀県立美術館協議会委員応募書（次頁のとおり）
- (2) 魅力ある美術館運営についての提案や意見等を400字程度にまとめた意見書（様式自由）

## 6 応募先および問い合わせ先

〒520-2122

大津市瀬田南大萱町1740-1 滋賀県立美術館

TEL：077-543-2111

FAX：077-543-2170

## 7 応募の締め切り

令和8年6月15日（月）必着

## 8 その他

- (1) 応募された方の中から、応募書や意見書の内容を総合的に考慮して委員を選考し、その結果を本人にお知らせします。
- (2) 提出いただいた応募書や意見書は返却しません。また、滋賀県立美術館協議会委員の選考の目的以外に使用することはありません。

★しがネット受付サービスはこちらから ⇒



## 滋賀県立美術館協議会委員応募書

滋賀県立美術館協議会委員に次のとおり応募します。

氏名 <small>ふりがな</small>		年齢 歳 <small>(令和8年9月1日現在の満年齢)</small>	性別	
住所	〒			
連絡先	自宅			
	携帯			
	e-mail			

以下の活動経験については、差し支えない範囲で記入してください。

国、県、市 町の審議会 等委員、モ ニター等の 経験	名 称	年月または期間
特に文化・ 芸術などに 関する活動 経験	内 容	年月または期間

### 記入上の留意事項

1. 年齢は、令和8年9月1日現在で記入してください。
2. 審議会には、協議会、懇話会などを含みます。
3. 文化・芸術などに関する活動経験には、具体的な内容、例えば文化・芸術、教育、地域などの団体活動・グループへの参加の状況や経験などを記入してください。